

金融実務における債権譲渡に関する論点
－「債権法改正の基本方針」を踏まえた論点整理－

一 はじめに

債権譲渡の分野については、法制審議会民法（債権関係）部会第1回会議配付資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」の中で「債権の譲渡禁止特約」、「債権譲渡の対抗要件」が項目としてあげられている。また、民法（債権法）改正検討委員会（以下「検討委員会」という。）がとりまとめた「債権法改正の基本方針」（別冊NBL126号。以下「基本方針」という。）の提案の中でも、現行法の内容を大きく変更する提案がなされている分野であり、今後の債権法改正における議論の中でも重要論点の一つといえる。

一方で、金融取引の実務の中では多様な形態での債権譲渡（債権譲渡担保を含む。）が実行されており、債権譲渡に関する規律を改めることは、金融実務の分野に多大な影響を与えることが予想される。そのため、債権法改正に関する議論の中で債権譲渡の分野に関しては、既に金融実務に携わる実務家から数多くの論点が指摘されているところである。

さらに、譲渡禁止特約により保有債権を利用した金融に制約が生じていること、金融に広く活用されている将来債権譲渡の手法について明文の規定がなく、いかなる範囲で将来債権譲渡が認められるのか解釈論の進展が滞っていること、債務者をインフォメーション・センターと捉えることを基礎とする対抗要件制度に対する理論的な問題点が指摘されていることなど、実務上、現行法の債権譲渡に関する規律に関して、立法的な解決が期待されている部分も少なくない。

本論点整理では、債権譲渡の分野の中でも将来債権譲渡に関する論点を中心に、現時点における債権法改正の有力な案の一つである基本方針で示された提案も踏まえて、金融実務に関連する主な論点を整理する。なお、債権譲渡に関する論点としては、譲渡禁止特約や対抗要件についても多くの論点があげられるが、既に多くの文献でもと

¹ 金融法委員会は、国際化・自由化の進展や技術革新等を背景に金融取引の生成発展の速度が高まっている中、わが国における法的不確実性を少しでも除去することを目的として金融取引について実務経験を有する弁護士及び金融取引に関する法律を専門とする研究者が自発的に設立した委員会です。本論点整理は、主として、同委員会の弁護士委員有志によりドラフトされ、同委員会での議論・コメントを踏まえて作成されたものです。なお、各弁護士委員が属する組織を代表する意見ではありません。また、民法（債権法）改正検討委員会の委員であった金融法委員会の委員及び法制審議会民法（債権関係）部会の委員又は幹事である金融法委員会の委員は、本論点整理のとりまとめには参加していません。

り上げられていることもあり、本論点整理では言及しないこととする。

二 主な論点

最初に本論点整理でとり上げる債権譲渡に関する論点を鳥瞰するために、箇条書きでまとめると以下のとおりである。

- ・ 債権譲渡と契約条項の移転
- ・ 将来債権譲渡の対象範囲
 - ・ 譲渡対象とできる債権の範囲
 - ・ 譲渡人に倒産手続が開始した場合の取扱い
- ・ 将来債権譲渡と事業譲渡・組織再編

三 債権譲渡と契約条項の移転

ローン契約などの金融取引に関する契約においては、金銭の給付を内容とする債権だけでなく、債権や債権者に関連する多様な条項が契約に定められることが少なくない。ここで、現行法の下では、債権譲渡に伴って、利息債権、担保物権、保証債務などの従たる権利も随伴して移転すると解されているが²、債権譲渡がなされた場合に当該債権の原因となった契約の条項のうちのいかなる条項が債権に随伴して移転し、譲受人との関係でも適用されるかが論点となっている。ローン債権を譲渡する場合、ローン契約のいかなる条項がローン債権の譲渡に伴って移転すると考えられるかについては、平成16年3月23日付の「ローン債権の譲渡に伴う契約条項の移転」と題する本委員会公表資料（以下「平成16年3月報告」という。）にて考察が行われているところである。債権法改正に際しては、債権譲渡に伴って移転する契約条項の範囲について、立法的に解決を図ることができないかが検討課題として考えられる。

この点、検討委員会の検討の中でも、様々な契約条項のうち、いかなる条項の効力が譲受人に承継されるかという問題意識を踏まえた検討が行われたことが示されている³。もっとも、結論としてはこの問題について基本方針の中で特段の提案はなされておらず、解釈に委ねるものとされている。その理由としては、「個別具体的な条項に対応する細目的な規定を設ける——ある条項は移転し、ある条項は移転しないなどとする——ことが不適切（過度に詳細な規定となるが網羅性を期すことはできず、また、具体的な条項に着目すればするほど時間の経過による陳腐化が早くなる）であること、

² 我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1964年）550頁

³ 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅲ 契約および債権一般（2）』（商事法務、2009年）（以下「詳解Ⅲ」という。）271頁では、「譲渡の対象とされた債権の発生原因たる契約に基づく権利義務関係のなかには、付随的権利といえないものであっても、債権とともに移転すると考えられるものがある」と述べられている。

債務者を含めた関係者間の合意による解決も期待できること」などをあげている⁴。

平成16年3月報告においても、ローン契約の条項を、

- ① ローン債権及びローン債権に法律上随伴する権利の内容を構成する条項
- ② 貸付人のその他の権利・権限を定める条項
- ③ 借入人の抗弁を構成する条項
- ④ 貸付人の債務・責任の内容を構成する条項

の4類型に大別して整理した上で、「現代のローン契約はその目的等に応じ多種多様となっており、1つの契約条項においても一方当事者の権利・義務に関する規定が混在していたり、債権者および債務者以外の関係当事者がローン契約に参加するなど、ますます複雑の様相を呈するに至っている」と指摘をしていたとおり、契約条項といっても多様な性質のものが存在する。そのような契約条項について、網羅的に債権譲渡に随伴するか否かを法律に定めることは適切とは考えられず、結論としては、検討委員会の提案のとおり、この問題については解釈に委ねるという姿勢が妥当であると考ええる。

もつとも、基本方針において立法の是非が検討されていることから明らかであるとおり、現行法の下で現実に解釈論が課題となっている論点であることから、条文として債権法に定めることは難しいとしても、議論を深化させることが求められる。そのため、債権法改正の検討の中でも、具体的な場面においていかなる契約条項が移転し、いかなる契約条項が移転しないと解釈すべきか、その解釈の指針が示されることが望まれる。平成16年3月報告では、上記の4つのタイプの条項について以下のように整理したが⁵、かかる検討も参考に、解釈指針の条文化の可能性も含めて立法過程における議論がなされることを期待する。

①の類型

譲渡当事者間のローン債権譲渡の合意に従って、これらの権利は当然に移転し、ローン債権の譲渡に係る債務者対抗要件の具備により、ローン債権の譲受人は、借入人に対してこれらの権利を主張することができる。ただし、借入人は、異議なき承諾をしない限り、発生済みの抗弁を譲受人に対して主張できる。

②の類型

これらの条項に基づく行為請求権またはその違反があった場合の損害賠償請求権等は、原則として、ローン契約に基づく一切の権利・権限を移転する旨の譲渡当事者間の明示または黙示の合意に従って移転し、ローン契約に基づく一切の権利・権限の譲渡に係る債務者対抗要件の具備により、ローン債権の譲受人は、借入人に対してこれらの権利・権限を主張することができる。ただし、借入人は、異議なき承諾をしない限り、発生済みの抗弁を譲受人に対して主張できる。

⁴ 詳解Ⅲ271頁

⁵ なお、基本方針において異議なき承諾の制度の見直しを検討されていることを踏まえて修正を行っている。

③の類型

借入人の抗弁を構成するこれらの条項を移転しないこと（ローン債権の譲受人がこれらの条項に拘束されないこと）を借入人が承諾した場合、あるいは、（異議なき承諾の制度が廃止された場合は）かかる抗弁を放棄する旨の意思表示を行った場合を除き、ローン債権の譲渡に伴って当然に移転する。なお、（異議なき承諾の制度が維持される場合において）借入人が異議を留めないでローン債権の譲渡を一般的に承諾しても、発生済の個別の抗弁と異なり、これらの条項の保護を失うことまでは容認していないと考えられるから、その承諾の合理的解釈として、これらの条項の移転は否定されないと解すべきである。

④の類型

原則として、ローン債権の譲渡と切り離して債務引受の一般原則を適用するのは妥当でなく、ローン契約当事者の合理的意思表示によれば、ローン債権の譲受人資格をこれらの債務・責任を引き受ける者に限定する特約の存在を認めることができる。その場合、③の場合と同様に解することになる。また、条項の性質によっては、貸付人も、譲受人とともに、当該債務・責任を負い続けると解される場合がある。

なお、基本方針では、債権譲渡の対抗要件・権利行使要件について、金銭債権と非金銭債権とで区別することが提案されていることとの関係で、追加的な論点が生じることに留意が必要である。すなわち、現行法の下では、ローン契約に基づく条項のうち、金銭債権以外の権利関係であっても債権者（譲渡人）の債権に含まれるものについては、金銭債権とあわせて包括的に債権譲渡の対象とすることにより、譲受人に移転させ、確定日付ある証書による債務者の承諾を取得することによって対抗要件を具備することが可能である。そのため、債権譲渡登記を利用しない限り、「ローン契約に基づく債権のうちいかなる債権が金銭債権に随伴して移転するか」という点は、事実上、問題とすることなく取引を行うことが可能といえる⁶。

これに対して、基本方針では、金銭債権の譲渡と非金銭債権の譲渡とで備えるべき対抗要件・権利行使要件を異なるものとすることが提案されていることから、金銭債権の譲渡についての対抗要件（すなわち、債権譲渡登記）や権利行使要件のみを具備した場合に、ローン契約の条項のうち債権者（譲渡人）の債権と評価できるものであつて、かつ、それ自体が金銭債権とは評価しにくいものについて、第三者や債務者に対抗するために別途非金銭債権の譲渡の対抗要件や権利行使要件を具備する必要が生じるのかが新たな論点として生じることになると考えられる。もともと、金銭債権に随伴して移転する条項については、あくまでも金銭債権の一内容ないし抗弁となるものであり、金銭債権と独立して対抗要件や権利行使要件が問題となるものではないと整

⁶ 但し、前述のとおり、ローン契約には貸付人の債権以外の内容を定める条項も多いことから、非金銭債権を含む債権譲渡の手続によっていかなる条項の効力が移転するかが論点として残ることとなる。

理することが妥当であるとする⁷。

四 将来債権譲渡の対象範囲

基本方針【3.1.4.02】（将来債権の譲渡）

- 〈1〉 将来発生すべき債権（以下、将来債権という）についても、譲渡することができ、【3.1.4.04】に従って対抗要件を備えることができる旨の規定を置くこととする。
- 〈2〉 将来債権が譲渡された場合には、その後、当該将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、その譲渡の効力を対抗することができる。

(1) 将来債権譲渡に関する提案の概観

現行法の下では、将来債権を譲渡することや、そのような譲渡の対抗要件を具備できることが判例法理により認められている。基本方針では、将来債権が譲渡可能であり、その対抗要件を具備できることを明文によって定めることが提案されている。将来債権を譲渡しうること、また、将来債権の譲渡について対抗要件を備えることができることを明文の規定によって定めること自体は、金融実務で広く活用されている将来債権譲渡（将来債権譲渡担保）に明文の規定による根拠を与えることによって法的安定性を高めるものと評価でき、望ましいものとする。なお、将来債権譲渡の法的安定性を高め、実務上の活用可能性を高める観点から、将来債権を譲渡しうることに加えて、その有効要件として「それが譲渡されたものであるか否かを識別できる程度に特定すること」をもって足りることを明文の規定により明確化することがいっそう望ましいと考える⁸。

基本方針では、さらに、将来債権が譲渡された場合に、その譲渡を対抗できる第三者の範囲を画する観点から、将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、将来債権の譲渡の効力を対抗できることを定めることが提案されている。一方、現行法の下では、譲渡対象となる債権の範囲、発生期間の長短、発生原因などにより、公序良俗違反などの一般則を通じて将来債権の譲渡を制限する考え方が示されているが、基本方針では、将来債権譲渡の範囲の規制を明文化する内容の提案は行われていない。

⁷ ローン契約上、金銭債権（元金の支払債権）とは別に債権者に債権を生じさせる合意を行った上で、当該債権を独立して譲渡する場合に、個別に対抗要件や権利行使要件を具備することが求められることは別論である。

⁸ そのような有効要件を明確化したとしても、さらに特定の基準時（譲渡時点か、発生時点か）、特定の程度（客観的な識別可能性で足りるか、債務者が識別可能であることまで必要か）などが論点となる。この点、将来債権譲渡の法的安定性を高める観点からは、「発生時点において」「客観的に識別できる程度」に特定することで足りるという解釈が望ましいといえるが、債務者をインフォメーション・センターとして捉える考え方を多少なりとも維持するのであれば、債務者による識別可能性を必要としない制度設計は採りにくいと考えられる。

以下、基本方針の提案や基本方針の提案を前提とする検討委員会の解釈を踏まえて、債権法に規定する将来債権譲渡の規律のあり方、特に将来債権譲渡が認められる範囲について考察を行うが、その前提として、「将来債権」の概念整理を行う。

(2) 「将来債権」と「将来債権譲渡」

① 「将来債権」の意義

現行法の下では、「将来債権」の用語について法令上に定義があるわけではなく⁹、必ずしも一義的な概念として用いられているわけではない¹⁰。例えば、条件付債権や期限未到来の債権などが「将来債権」に含まれるか否かは、論者や文脈によって異なるように思われる。

基本方針では、「将来債権」について、「将来発生すべき債権」と定義をしているが¹¹、何をもって「発生」とするのか必ずしも明確ではなく、従って「将来債権」の外延ははっきりしない。この点、詳解Ⅲ273頁では、

- (a) 条件付債権
- (b) 期限付債権
- (c) 発生の基礎は存在するが未発生の債権
- (d) 譲渡の時点ではその発生の基礎すら存在しない債権

が将来債権に含まれると読みうる記述がある¹²。また、詳解Ⅲ275頁では、将来（賃料）債権譲渡規制に関連して、旧破産法（大正11年法律第71号）63条が賃料債権の処分は、当期及び次期のもの以外については破産管財人に対抗できないという制限を定めていたことに言及しており、既に締結されている賃貸借契約に基づく将来の賃貸期間に対応する賃料債権も「将来債権」に含めることを想定していると考えられる。

この点、現行法の下での学説として、「停止条件付債権や期限未到来の債権という

⁹ なお、債権譲渡登記に関する法務省告示である「動産・債権譲渡登記令第七条第三項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式に関する件」（平成20年法務省告示第552号）では、「将来債権」を「債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生する」金銭債権としている。

¹⁰ 一例として、最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁（以下「最判平成11年」という。）では、「将来発生すべき債権」という表現が用いられている。学説では、道垣内弘人『担保物権法 第3版（現代民法Ⅲ）』（有斐閣、2008年）347頁では「将来発生し設定者が有することになる債権（既発生であるが弁済期の到来していない債権のことではなく、未だ債権自体が成立していない債権のこと）」と定義されている。また、池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001年）234頁では、将来債権について「『将来発生すべき（発生するかもしれない）債権』を想定し、期限付債権や条件付債権とは区別して観念する」としている。

¹¹ 最判平成11年の表現を踏襲したものと推測される。

¹² 具体的には、詳解Ⅲ273頁では次のように述べられている。「将来債権の譲渡の可否、制限等について、現民法に規定はない。判例（最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁）は、譲渡の対象となる将来債権が、適宜の方法によって特定されている限り……その発生可能性の有無や程度を問わず、原則として譲渡契約を有効であるとしている。具体的には、①条件付債権、②期限付債権にとどまらず、③発生の基礎は存在するが未発生の債権、さらに④譲渡の時点ではその発生の基礎すら存在しない債権……であっても、譲渡可能とされる。」

のは、債権の内容は確定していて、ただその現実化が条件なり期限なりに従わしめられるものにすぎない。その条件成就なり期限到来なりがあれば、後は通常の債権譲渡として扱われるものであるので、条件・期限の法理に照らして問題がなければ、譲渡は当然有効であり、それ以上の議論は不要である」と述べ、「将来債権」の概念について条件付債権や期限未到来の債権とは区別して観念すべきとする見解がある¹³。例えば、弁済期が1年後に到来するローン債権を譲渡する場合には、一般的に「将来債権」の譲渡とは捉えられていないと考えられる。

もっとも、将来発生すべき（未だ発生していない）債権と、発生してはいるものの条件又は期限が付されていることにより権利行使ができない債権とで、当事者の利益状況は近似し、「将来債権」の譲渡の限界を判断するに際して同等の取扱いをすることが妥当と考えられる場面もありうる。例えば、前述の詳解Ⅲ275頁でも言及されているとおり、現行法の下では、将来の賃貸期間に対応する賃料債権の譲渡は「将来債権」の譲渡として捉えられるのが一般的である¹⁴。

将来債権譲渡に関する規律が妥当なものといえるかどうかを検討するには、対象となる「将来債権」の概念を整理する必要がある。この点、未だ発生していない債権（上記の(c)及び(d)）については一般的に「将来債権」として取り扱うことに異論はないと考えられるが¹⁵、条件付債権及び期限付債権（上記の(a)及び(b)）について一般的に「将来債権」として取り扱うことで実務上の問題が生じないかどうかは、将来債権譲渡の規律に即して慎重な検討が必要となると考える。一つの考え方としては、債権の発生について期限や条件の付されている債権は「将来債権」として取り扱い、既に発生しているものの期限が到来していなかったり、条件が成就していないために行使することが認められない債権は「将来債権」とは捉えないという整理がありうるのではないか¹⁶。

② 「将来債権譲渡」の多様性

将来債権譲渡には多様な種類の取引が想定され、真正譲渡と譲渡担保の取引がある

¹³ 池田・前掲注 10・239 頁

¹⁴ 小川秀樹編著『一問一答 新しい破産法』（商事法務、2004 年）89 頁は「将来に発生し、または弁済期の到来する債権」を将来の（賃料）債権として捉えて、将来の賃料債権の処分について言及している。なお、詳解Ⅲ276 頁でも同書が引用されている。

¹⁵ なお、池田・前掲注 10・260 頁では、「『将来生ずべき債権』は、債権発生の基礎についてすでに契約等の法律関係のあるものと、法律関係まではなくとも事実的基礎のあるものと、全く基礎関係のないものに分かれる。しかしこの分類は、結局特定性の判断に吸収されると思われる」と述べられている。

¹⁶ もっとも、債権の発生について期限や条件が付されているのか、行使について期限や条件が付されているのか明確ではない場合も多く、客観的な基準とはなりえない懸念がある。

だけでなく、それぞれの類型にも多様な性質の取引がありうる¹⁷。将来債権譲渡が認められる範囲を検討するに際しては、将来債権譲渡の取引ごとに多様な利益状況が生じうることも踏まえて、いかなる規律が妥当であるか検討することが必要といえる。

(3) 譲渡対象とできる債権の範囲とその明確化

詳解Ⅲ274～275頁では、最判平成11年が、将来債権の包括的な譲渡は、「④譲渡人の営業活動に対する不相当な制限となったり、⑤譲渡人に対する他の債権者に不当な不利益を与えたりするおそれがある」場合については、公序良俗違反となる可能性がある」と述べていることを指摘し¹⁸、公序良俗則を具体化・例示するような規定を設けることも考えられるとした上で、結論としては、基本方針では公序良俗論からの将来債権譲渡の制限について規定を設けず、公序良俗の一般論に委ねることが適切と考えられると述べている。その理由として、④については、(i)その内容が総則レベルの暴利行為規制とかなりの程度において重なり合う内容とならざるをえないこと、(ii)④が捕捉しようとしているのは、過剰に債務者の財産を担保化する行為であり、仮に債権譲渡担保の規制について固有の規定を設けるとしても、公序良俗論の一般論との関係は もちろん、不動産・動産の過剰担保規制、利息規制の実質及び規定の仕方などにも配慮しなければならないことをあげている。また、⑤については、契約内容規制の問題ではなく詐害行為取消権・否認権の行使によって対処すべき問題であるとの指摘¹⁹があることをあげている。

この点、最判平成11年の基準は極めて曖昧なものであり、また、将来債権譲渡一般に適用される規律であるのか、特定の類型の将来債権譲渡にのみ適用される規律であるのか明確ではなく、実務上、将来債権譲渡を利用した取引に対する萎縮効果を生じさせていることは否定できない。そこで、金銭債権を活用したファイナンスその他の取引の法的安定性を高める観点から、この範囲であれば将来債権譲渡が有効となる（一方でこの範囲を超えたからといって直ちに無効となるわけではない）というセーフハーバールールないし解釈基準を明文の規定によって定めることも実務的には期待されて

¹⁷ 例えば、将来債権の真正譲渡といっても、譲渡対象の将来債権の現在価値を評価した上で、かかる現在価値相当額を対価とする売買取引や、将来債権を信託した上で委託者が受益権を取得する取引など多様な形態が考えられる。

¹⁸ 具体的には、次のように判示している。「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるのものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある。」

¹⁹ これに対し、井上聡「金融取引から見た債権譲渡法制のあり方」金融法務事情 1874号 80頁脚注12は、将来債権譲渡には、譲渡目的物（将来債権）の価値と譲渡対価とがバランスしていて否認・詐害行為取消の対象とならない場合であってもなお、⑤の観点から許容しがたい場合があることを示している。

いるところである。

もつとも、公序良俗のような一般原則については、多様な観点からの考慮が必要となり、明確なセーフハーバールールや解釈基準を明文の規定によって定めることは、一般原則を将来債権譲渡の場面に適用することを過剰に制約することになる懸念を生じさせることは否定できず、具体的な規律を定めることは容易ではない²⁰。また、実務的には、将来債権譲渡の効力について、平時において立法的対応を行わなければならないほどの不都合が生じているわけではなく、最も問題が顕在化する再建型倒産手続の局面における制約原理を検討すれば十分と考えられるとの指摘もある²¹。

将来債権譲渡の効力について、民法の一般原則により効力を判断しなければならない場面が生じうることも否定できないが、譲渡人の倒産の場面を中心に、将来債権譲渡の有効性を判断するための明確な基準を設け、将来債権譲渡を用いた取引の法的安定性を高めることは、金融実務に大きく資するものであるといえる。今後、債権法だけでなく倒産法などの関連法制を含めた立法論・解釈論の中で将来債権譲渡の限界や解釈基準についての議論が進められることが期待される²²。

(4) 譲渡人に倒産手続が開始した場合の法律関係

前述のとおり、基本方針では、将来債権が譲渡された場合に、その譲渡を対抗できる第三者の範囲を画する観点から、将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、将来債権の譲渡の効力を対抗できることを定めることが提案されている。

もつとも、具体的にどのような当事者が「将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の

²⁰ 例えば、井上・前掲注 19・79～80 頁は、前注に掲げた問題意識に基づき、将来債権譲渡の効力の限界を考慮する際に特有の要素をあげ、「将来債権の譲渡の効力は、譲渡時において、譲渡人が譲渡期間にわたって原因関係を維持するための費用を負担することがその債権者を著しく害するものと認められる場合には、これを第三者に対抗することができない」などといった規律を設けることを通じて、解釈論の積み重ねにより「当事者の予測可能性が高まっていくことが期待される」旨を述べる。もつとも、解釈論としてであれ、そこにあげられた要素の妥当性・網羅性については議論の余地があると指摘する見解もある（佐藤正謙＝小林卓泰＝栗生香里「企業取引実務から見た民法（債権法）改正の論点 第3回 債権譲渡②」NBL923号 27頁）。

²¹ 佐藤＝小林＝栗生・前掲注 20・27 頁

²² なお、実務的には、将来債権譲渡の手法は譲渡担保の目的で利用されることが多い。そのような譲渡担保の取引類型において、少なくとも担保権者が被担保債権との関係で価値を把握することを具体的に期待して譲渡担保を実施していた範囲については、譲渡担保の効力が確保されること（例えば、添え担保としての利用ではなく、担保実行を行うまで実際に発生している債権の金額を基準に、譲渡担保権者が譲渡担保権設定者に対して継続的に融資を行うことが想定される場合には、少なくともそれぞれの時点で発生済みの債権との関係では、将来債権譲渡担保の効力が否定されないこと）といった基準が（譲渡人に破産手続が開始した場合の取扱いも含めて）明確になることにより、譲渡担保の法的安定性が高まり、ファイナンスの便宜に大きく資することが期待できる。債権法改正の議論の中で、将来債権譲渡が譲渡担保として利用されることも念頭において、合理的な範囲でその法定安定性が確保される方向での解釈論が深化することが期待されるとともに、担保法や倒産法の立法論の中で将来債権譲渡担保の法的安定性を高めるための議論が行われることが望まれる。

地位を承継した者」に該当するかは解釈に委ねるとされており、将来債権譲渡の効力を対抗できない「第三者に当たるかどうかという形で、将来債権譲渡が対抗できる範囲を画定するための議論の場を設けよう」ということが提案の意図であると説明されている²³。

金融実務との関係では、特に譲渡人に倒産手続が開始した場合にその管財人に対して将来債権譲渡の効力を対抗できるか否かが、将来債権譲渡の手法によって資金を供与する者にとっての関心事となる。この点、検討委員会第三準備会では、譲渡人の管財人との関係についても「将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者」に該当するかによって将来債権譲渡の効力を対抗できるか否かを判断することを前提に、管財人について将来債権譲渡の効力を対抗できない第三者に該当するという判断に傾いているとされている²⁴。

もっとも、実体法律関係における破産管財人の法的地位については、次の3つの基準が適用されると説明される²⁵。

- ① 法が破産手続開始を原因として従来の法律関係を変更する特別の規定を設けていない限り、破産管財人の法的地位は破産者又はその一般承継人と同視される。
- ② 破産債権者の利益代表者として、財団財産に対する差押債権者と類似の法律上の地位が認められる。
- ③ 破産法その他の法律によって特別の地位が与えられることがある。

そして、①～③の基準の相互関係は、次のように説明される。

- (i) 破産管財人と外部の第三者との法律関係は、破産手続開始によって破産財団所属財産の帰属が変動するものでない以上、基本的には①の基準によって規律される。
- (ii) ある法律関係について実体法規が差押債権者に特別の地位を与えている場合には、②の基準により破産管財人にも同様の地位が与えられる。
- (iii) 破産法その他の法律が破産管財人に対して特別の地位を認めている場合には、③の基準が適用される。

将来債権が譲渡された後に譲渡人に破産手続が開始した場合について、以上の基準をあてはめてみると、将来債権譲渡の対抗要件が具備されておらず差押債権者が譲受人に優先するような場合に②の基準が適用されることは別として、債権法改正に伴って破産法に特則が定められることにより③の基準が適用されることにならない限りは、原則である①の基準によって規律され、破産管財人は将来債権の譲渡人と同視される、すなわち、譲受人は（譲渡契約における当事者の関係にある）破産管財人に対して将

²³ 詳解Ⅲ280頁

²⁴ 詳解Ⅲ279頁。ただし、詳解Ⅲの記述からは明確ではないが、かかる検討委員会第三準備会の考え方が管財人に対して一律に将来債権譲渡の効力を対抗できないという趣旨ではなく、譲渡対象となる債権の性質など個別的な事情に応じて、管財人に対して将来債権譲渡の効力を対抗することができることもあれば、対抗することができないこともあるという趣旨とも考えられる。後者の考え方を前提に、いかなる場合に管財人に対して将来債権譲渡の効力を対抗できるかの基準についての議論を進めていくことも、妥当な結論を導き出す方法として検討されよう。

²⁵ 伊藤真『破産法・民事再生法 第2版』（有斐閣、2009年）248頁以下参照

来債権譲渡の効力を対抗できると解するのが整合的と考えられる。

この点、将来債権の包括的な譲渡は、倒産手続（特に再建型倒産手続）の目的達成に大きな障害となるおそれがあることは否定できないが、将来債権が譲渡可能であり、その対抗要件を具備することができることを肯定する以上は、原則として管財人の下で発生した債権にも将来債権譲渡の効力が及ぶと解した上で、（平時にも倒産時にも妥当する、あるいは倒産時に特有の）別の制約原理を検討すべきと考える²⁶。

※ 担保価値維持義務の射程と将来債権譲渡へのあてはめ

敷金返還請求権が質権の目的とされた場合に質権設定者が担保価値維持義務を負うことを認めた判例²⁷の考え方を参考に、将来債権を対価を得て売却した者は、原則として、「正当な理由なしに当該将来債権の発生を阻害しない義務」（原因関係維持義務）を負担するという見解が示されている²⁸。そこでは、譲渡人について倒産手続が開始した場合には、基本的に、別除権者に対する担保価値維持義務と同様に、将来債権の譲受人に対する原因関係維持義務を管財人が承継するとされている²⁹。

将来債権の譲渡人の原因関係維持義務というこの考え方は、最判平成18年で示され

²⁶ 山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」NBL924号16～17頁は、「現在の法状況としては、倒産手続の場合には将来の債権が譲渡されていた場合に、管財人はそれを受け入れざるを得ない、というのが筆者の基本的な認識である」としつつ、再建型手続におけるその帰結に懸念を示した上、「将来債権譲渡の効力をどのように合理的範囲で制約していくかという点が現在の大きな課題であろう」とする。井上・前掲注19・79頁も同旨。

²⁷ 最判平成18年12月21日民集60巻10号3964頁（以下「最判平成18年」という。）。同判例は、「債権が質権の目的とされた場合において、質権設定者は、質権者に対し、当該債権の担保価値を維持すべき義務を負い、債権の放棄、免除、相殺、更改等当該債権を消滅、変更させる一切の行為その他当該債権の担保価値を害するような行為を行うことは、同義務に違反するものとして許されないと解すべきである。……条件付債権としての敷金返還請求権が質権の目的とされた場合において、質権設定者である借入人が正当な理由に基づくことなく貸入人に対し支払義務を生じさせて敷金返還請求権の発生を阻害することは、質権者に対する上記義務に違反するものというべきである」と判示している。これは、最判平成18年の最高裁調査官解説（法曹時報61巻3号291頁以下）によれば、敷金返還請求権自体を放棄・免除等する行為だけでなく、その発生条件（原因）となる賃料の支払を正当な理由なく怠ることもまた、質権者との関係では、質権を侵害する行為と評価したものと解される（同309頁）。但し、最判平成18年については、あくまでも敷金返還請求権に対する質権に関する判例であり、また、事例判決に過ぎないとの評価もなされている。なお、担保価値維持義務の裏返しとしての担保価値維持請求権は、別除権である質権に当然伴う権利である以上、破産債権とはならず、破産手続の影響を受けないと考えられる（同326～327頁（注14））。

²⁸ 井上・前掲注19・77頁。「原因関係を維持できないからといって、直ちに原因関係維持義務違反を構成するわけではなく、正当な理由によるか否かが問題となると考えられる」と述べており、譲渡人や譲渡人について倒産手続が開始した場合における管財人と譲受人の間の権利関係について、「正当な理由」の解釈によって具体的な解決を図る考え方である。

²⁹ 井上・前掲注19・78頁は、原因関係維持義務が解除される正当な理由の解釈について、「倒産手続開始後においては、正当な理由の有無の判断に際し、当該倒産手続の目的が斟酌されなければならない。例えば、再建型倒産手続において、管財人は、再建の目的に照らし継続すべきでない事業を、原因関係維持義務を理由として継続しなければならないとは解されない。その意味では、倒産手続開始前に比べ、正当な理由が相対的に認められやすくなるはずである」と述べている。なお、最判平成18年も、担保価値維持義務違反になるかどうかの判断基準である「正当な理由」の有無の判断に当たり、借入人に対する破産宣告という事情を考慮している（法曹時報61巻3号313～314頁）。

た担保価値維持義務の考え方を将来債権譲渡にあてはめようとするものと考えられるが、最判平成18年の射程がそもそも将来債権譲渡にも及ぶか、射程が及ぶとしてどのような場合に譲渡人（管財人）が当該義務に違反していると評価されるのか³⁰など、現時点では議論の蓄積が十分とはいえず、現行法の下においても確立した考え方とはいえない。

もっとも、将来債権の譲渡人や当該譲渡人について倒産手続が開始した場合における管財人の義務について整理をすることによって、将来債権譲渡の効力を明確化し、その法的安定性を高めることにつながるといえる。そのため、原因関係維持義務という考え方に限ることなく、将来債権の譲渡人や当該譲渡人の管財人の義務について、債権法・倒産法の立法論・解釈論の中で将来債権の種類も考慮しながら議論を深化させることが期待される。

五 将来債権譲渡と事業譲渡・組織再編

(1) 将来債権譲渡と事業譲渡の競合

一定の事業に関する将来債権の譲渡がなされた後に譲渡人が当該事業について事業譲渡を行った場合において、事業譲渡が行われた後に発生した債権に関して、将来債権の譲受人と事業の譲受人のいずれが債権者となるかが論点となる。この点、現行法の下での取扱いは必ずしも明確ではなく、事業を譲り受けた者は、過去になされた将来債権譲渡の効力をあえて引き受けない限り、その事業から発生する債権を取得することができるという見解が一般的との指摘もあるが³¹、将来債権譲渡の類型に分けて考察する必要があり、例えば、特定の取引先との間の継続的取引に基づく将来債権が包括譲渡されている場合には、事業譲渡によって当該継続的取引契約上の地位も移転されることから、債権譲渡済みの契約上の地位のみが移転するという構成の余地がありうると述べる見解もある³²。

いずれにしても、基本方針の提案のように、個別の将来債権譲渡や事業譲渡の内容を検討して、事業を譲り受けた者が「当該将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者」に該当するか否かによって将来債権譲渡の効力を対抗できるか否か

³⁰ 抽象的には、最判平成18年の事案における管財人の賃料不払（破産財団に十分な支払能力があり、かつ、賃料の不払を正当化する特段の事情がないにもかかわらず、賃料の支払を怠った場合）と同程度に、将来債権の発生を阻害する行為について正当な理由が認められない場合がこれに該当するといえよう。具体的には、将来債権の発生原因が特定の継続的契約である場合に正当な理由なく当該契約を解約する行為や、将来債権の発生原因が特定の事業である場合に正当な理由なく当該事業を廃業したり（将来債権譲渡の負担なしに）当該事業を譲渡したりする行為が、これに該当するか否かが問題となろう。

³¹ 井上・前掲注19・80頁

³² 小林明彦「実務からみた債権譲渡法制の整備への期待」椿寿夫他編『民法改正を考える』法律時報増刊（日本評論社、2008年）244頁。

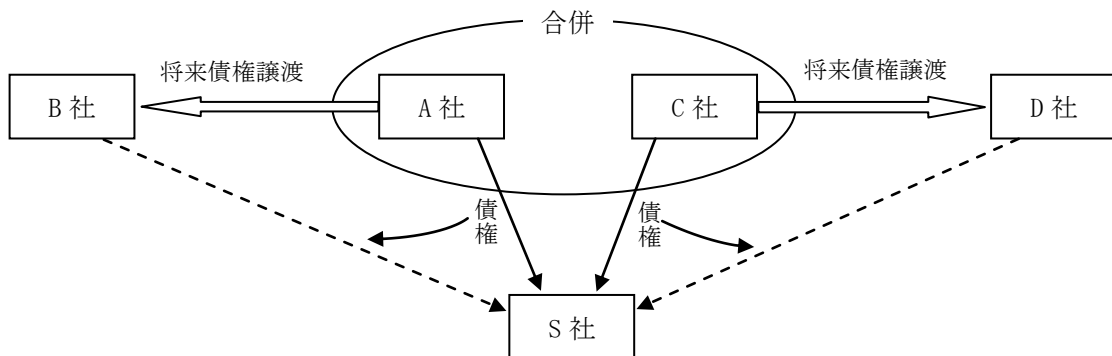
を判断することになると解される³³。

将来債権譲渡と事業譲渡が競合した場合の優先関係について、このような観点も踏まえた立法論・解釈論が展開されることが期待される。また、契約上の地位が包括承継的に移転する会社分割の場合と事業譲渡の場合とで考え方に違いが生じるかについても論点となろう。

(2) 譲渡人及び債務者の合併・会社分割

現行法の下では、将来債権譲渡がなされた後に、譲渡人又は債務者の合併や会社分割が行われた場合の権利関係の処理が論点となりうる。具体的には、①A社のS社に対する将来債権がB社に譲渡され、C社のS社に対する将来債権がD社に譲渡された後に、A社とC社が合併をした場合、合併後の存続会社がS社に対して取得する債権をどのように取り扱うか（図①）、あるいは、②A社のS社に対する将来債権がB社に譲渡され、A社のT社に対する将来債権がC社に譲渡された後に、S社とT社が合併をした場合、合併後の存続会社に対してA社が取得する債権をどのように取り扱うか（図②）が問題となることが指摘されている³⁴。

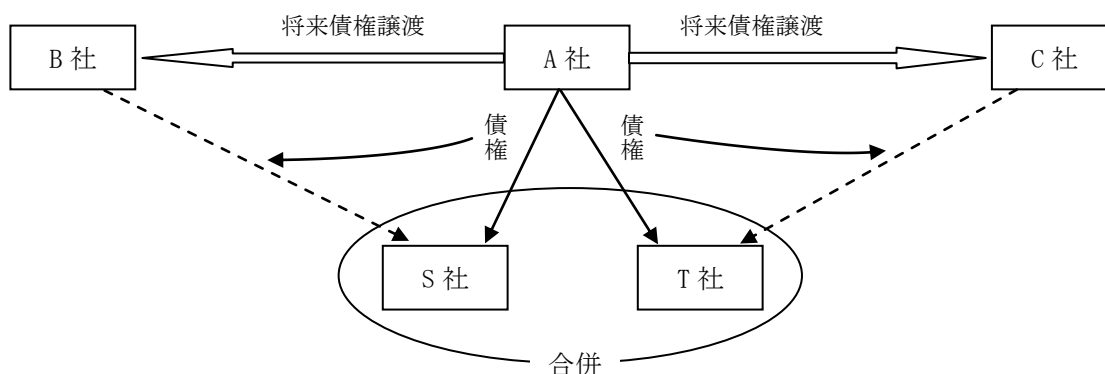
図①



³³ 井上・前掲注 19・80 頁も「事業譲渡の当事者間において、譲渡された将来債権を発生させる原因関係（契約上の地位等）が将来債権の譲渡人の地位と不可分のまま同一性を失わずに移転すると解釈できる場合」には、事業を譲り受けた者に対しても将来債権譲渡の効力を主張できることになると述べる。

³⁴ 稲葉譲「将来債権譲渡と当事者の合併」金融法務事情 1822 号 24 頁以下、小林・前掲注 32・244 頁。合併ではなく会社分割が行われる場合も同様の論点が生じうると考えられる。

図②



このような場合の処理については、(a)民法245条の混和の規定を類推適用して一定の基準により各譲受人に按分して帰属させる見解³⁵と(b)(将来債権の譲渡人に前述の原因関係維持義務を認めることを前提に) 第三者対抗要件を先に備えた譲受人が債権を取得し、他方の譲受人は原因関係維持義務の履行不能に基づく損害賠償等の請求を認めることによって処理する見解³⁶が示されている。

この点、いずれかの見解が理論的に正しいということはないと考えられる。また、(a)の按分説については按分の基準としていかなる取引に適用しうる合理的な基準が設定できるか、難しい問題が残ることになり、一方で(b)の先行者優先説については対抗要件具備の後れた譲受人が、自己のコントロールできない譲渡人又は債務者の合併等という事情により、その後発生する将来債権を一切取得できなくなることは不合理であるといった問題点が指摘されており、いずれかの見解が結論として特別に優れているわけではないと考えられる。もっとも、将来債権譲渡の予測可能性を高め、利用可能性を高める観点からは、政策的な割り切りによりこのような場合の処理を明文の規定によって定めることが望ましいと考える。

以上

³⁵ 稲葉・前掲注 34・24 頁以下、小林・前掲注 32・244 頁。もっとも、譲渡担保目的の将来債権譲渡の場合があることも踏まえて、いかなる基準で按分するかがさらに論点となる。

³⁶ 井上・前掲注 19・80～81 頁